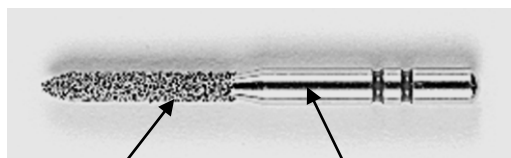


歯科材料(9) 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科用ダイヤモンドバー JMDN 16670000

ツーストライパー

*【形状・構造及び原理等】

<外観図>



作業部(切削部)

柄部

<シャンク部径寸法>

形状	寸法	規格
FG	$\phi 1.6 + 0/-0.01\text{mm}$	ISO 1797-1
FG Short		
FG Long	$\phi 2.35 + 0/-0.016\text{mm}$	
RA		
HP		

*【使用目的又は効果】

歯科用ハンドピースに装着し、歯牙等の切削に用いる器具である。

*【使用方法等】

歯科用ハンドピースに装着して使用する。

*【使用上の注意】

1. ステンレス鋼使用: 素材のステンレス鋼は、鉄に比較して錆びにくい金属ではあるが、使用方法、環境によっては錆びることがある。以下の使用上の注意を守ること。
2. 禁忌の薬剤: 次亜塩素酸ナトリウム、塩化ベンザルコニウム、塩化ベンゼトニウム、ポビドンヨード、ホルマリン、フェノール、グルコン酸クロルヘキシジンは金属腐食を起こすおそれがあるので、使用しないこと。
3. 家庭用洗剤の使用禁止: 家庭用洗剤は、金属の劣化の原因になることがあるので、使用しないこと。洗浄には、歯科用防錆洗浄剤を使用すること。
4. 機能水の使用禁止: 超酸化水(超酸性水)などは、金属を腐食させ劣化の原因になることがあるので、使用しないこと。
5. 磨き粉、金属ウール、金ブラシの使用禁止: 錆や腐食の原因となるので、洗浄の際、磨き粉や金属ウール、金ブラシを使用しないこと。
6. 保管上の注意: 「もらいさび」が発生するおそれがあるため、錆びている器具と一緒に保管しないこと。また、化学薬品と一緒に収納・保管しないこと。

*【保管方法及び有効期間等】

1. 保管方法
 - ・ 水のかからない場所に保管すること。
 - ・ 気圧、温度、湿度、風通し、日光、ほこり、塩分、イオウ分を含んだ空気などに悪影響が生ずるおそれがない場所に保管すること。
2. 使用期間
 - ・ 作業部が欠損したり、切削力が落ちてきたら使用をやめること。

*【保守・点検に係る事項】

<使用者による保守点検事項>

1. 使用前・使用後の点検
 - ・ 使用前・使用後は、曲がっていないか、刃部に破損、ヒビ、キズがないか、また作業部・柄部に大きなキズや腐食などがないか確認すること。これらがあつた場合は、使用せず廃棄すること。
2. 洗浄、消毒の注意
 - ・ 使用後は、防錆洗浄液、精製水を用いて器具に付着した血液、体液、組織片を速やかに除去すること。
 - ・ 洗浄、消毒には、精製水を使用すること。
 - ・ 薬剤にて消毒を行うときは、薬剤の添付文書に書かれた使用上の注意事項を厳守すること。薬剤の種類によっては、金属又は樹脂素材の劣化の原因になることがある。
 - ・ 洗浄、消毒後の器具は、水分を除去し、十分乾燥させてから保管すること。水分が付着したまま長時間放置すると、錆や材質の劣化の原因となることがある。

*【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者及びお問い合わせ先

株式会社吉田製作所

TEL : 03-3631-2204 (海外事業部)

FAX : 03-3635-1060 (海外事業部)

外国製造業者: アブラシブテクノロジー社

【ABRASIVE TECHNOLOGY, Inc】アメリカ

販売業者

クロスフィールド株式会社

TEL : 03-5625-3306

FAX : 03-3635-1060

文書番号 ZZ 添 001-5